

集団的自衛権と日本国憲法

安倍政権の『憲法解釈の大転換』をどうみるのか

慶應義塾大学名誉教授・弁護士

小林節

協会は六月に「日本の進路を問う講演会」と題して、集団的自衛権と日本国憲法について、立場や主張が異なる二人の憲法学者による講演会を開催しました。

本号では改憲派として知られる慶應義塾大学名誉教授・弁護士の小林節氏の講演内容を紹介します。(文責・編集部)



(こばやし・せつ) 改憲論者として永年多数のテレビ番組に出演。国会での参考人、自民党の勉強会の講師もしばしば務める。昨今の安倍内閣の解釈改憲には反対の立場を示す。

集団的自衛権と個別的自衛権

結論を先に言うと安倍首相は正気の沙汰ではない。そして本気だ。だから我々も本気で向かい合わなければいけない。このままでは気づいた時には、世界の警察と称して世界中で戦争しているアメリカの二軍として、日本がいつもお供をすることになる。

戦場で三千人の兵隊が死んでも一億人の日本人からみれば誤差のうち。権力を持つ人間はそんなことを思っている。私もかつてアメリカの大学から帰ってきて自

民党の勉強会に呼ばれたときは、そういう荒っぽい理屈を話していた。本当に未熟者で恐ろしいなと思う。幸いそういうことをわかる年齢になった。

集団的自衛権は、例えばAさん、Bさん、Cさんが同盟を結んだと宣言する。「俺たちの誰にちよつかい

出しても、トラブルが起きている現象をみたら、他の二人もやってきて俺たちの敵としてボコスカ殴るからな」というものである。

つまり、日本とアメリカが集団的自衛権を行使する関係が結んだ場合、アメリカが世界のどこで戦争をしているように、日本は無条件で飛んでいって助けるということになる。

慣習法を源にしているものだ。国連憲章にはこれら自衛権の単語は出てくるが、定義は出てこない。定義は国際社会の歴史の中から、我々が抽出するしかないのである。

「そんな大風呂敷は広げない。同盟国のトラブルを見過したら、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす場合にだけ集団的自衛権を行使する。そんな心配しないでください」と言っている。これはおかしい。

あとで詳しくふれるが、現在の日米安保条約では、日本が襲われたらアメリカは無条件で日本に来てくれるが、逆はそうではない。これからは日本も助けに行きますよ、と宣言しながら「放っておくと自分に害があるときだけ行く」という。そんな理屈が世界で通るわけがなく、国内世論向けのごまかしにすぎない。

集団的自衛権の本質は、他国支援のための海外派兵であることを押さえていた。これについて、どうやって現行憲法下で可能なかと批判すると、安倍首相は

「日本に害があるときだけ」という理屈が通るのか

第九条を読み解くルール

日本国憲法九条の条文を、読み解く基本ルールとして、まずは書いてある言葉の国語的分析をすること。もう一つはどういった歴史的背景で作られたかを認識することが決定的に重要である。

今の憲法は第二次世界大戦に負け、明治憲法に代わって詫び状文として作られたという歴史的枠がある。石原慎太郎氏はそれを屈辱的と言いが、戦争に負けるとはそういうことであって、それを悔しいと思うかどうか。私は悔しいとは思わ

ない。また、若い頃は不都合だと思っていたが、今は負けた結果いい憲法をもらったじゃないか、それを上手く使えばいいじゃないかという認識をしている。

私の意見が変わったことに怒る人がいるが、私は社会学者なので、日々学習し検討していく過程で学説が変わることは自然なことだと思っている。

九条の二項では、陸海空軍その他の戦力、つまり軍隊と名のつく組織は持たない、交戦権も持たないとなっている。これでどうやって自衛の戦争をするのか?

集団的自衛権という単語はあるが定義は出てこない

集団的自衛権や個別的自衛権の定義について、国際法の条文で定義を探そうとしても出てこない。そもそも国際法という法はなく、国連憲章などの条約と国際

「戦争放棄」と決めるだけでは戦争はなくなるから「戦力不保持と自衛隊」

九条の二項では、陸海空軍その他の戦力、つまり軍隊と名のつく組織は持たない、交戦権も持たないとなっている。これでどうやって自衛の戦争をするのか?

あらためて自衛隊とは何か。自衛隊は侵略戦争の道具ではなく、万どこかの国が日本に攻め込んできたときに、国内において専守防衛する組織だ。だから交戦権の典型例である公海上の船の臨検、拿捕する必要はないし、軍隊を名乗る必要

国連憲章と日本の憲法

一九五〇年に朝鮮戦争が勃発。これは建前はともかくとしてアメリカとソ連が世界の陣取り合戦をする中で戦争だった。そんな情勢のなかで日本の防衛をどうするかという議論、流れの中で自衛隊が生まれた。

とこで国連憲章五十一条に国連加盟国には個別的自衛権と集団的自衛権があると書かれており、国際法

で持っている権限を憲法で使えないのはおかしいという話を聞く。これも法律の専門家からすれば笑止千万

ではない。自衛隊という何だかわからない名前がいいのではないかと思う。

第二次世界大戦に突入していった。パリ不戦条約があるにも関わらず戦争を続けてきた理由は何か。それは戦争を放棄したが、あらゆる戦争を放棄したのではなく、侵略戦争のみ放棄した。すなわち自衛戦争は放棄していないが、侵略戦争は放棄している。二項で外国へ出て行くときに必要な軍隊という名前を持たない。アーミーとセルフ・ディフェンス・フォースは決定的に違っていて、自衛隊が外に出て行くことを予定していない。